

# 下関市本庁舎本館耐震補強及び改修整備工事

## 落札者決定基準

平成28年4月

下 関 市

## 目 次

I 総則 .....	1
II 落札者決定の手順 .....	2
III 参加資格審査 .....	4
IV 基礎審査の方法 .....	4
V 加点審査の方法 .....	5

## I 総則

下関市本庁舎本館耐震補強及び改修整備工事（以下「本工事」という。）を実施する民間事業者には、施設の整備、運営に関する専門的な知識やノウハウが求められる。このため、事業者の選定に当たっては、価格及びその他の条件（性能、機能、技術等）によって落札者を決定する総合評価一般競争入札方式を採用する。

この落札者決定基準は、総合評価一般競争入札方式により落札者を決定するため、要求水準書等の内容について入札参加者から提出された提案書を可能な限り客観的に評価する基準として示すものである。

## II 落札者決定の手順

### 1 参加資格審査

下関市（以下「市」という。）は、入札参加者から提出される参加表明書及び参加資格審査申請書類により、入札説明書に示す参加資格要件をすべて満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

なお、入札参加者が1者であった場合も、この落札者決定基準に基づき審査を行う。

### 2 入札書類審査

#### (1) 提案書類審査

##### ア 提案内容の基礎審査

市は、提案書類に記載された内容が、この落札者決定基準に示す基礎審査項目をすべて満たしていることを確認する。

##### イ 提案内容の加点審査

「下関市建設工事等参加資格第一審査委員会」（以下「審査委員会」という。）は、この落札者決定基準に示す加点審査の方法に従い、提案書類の加点審査を行う。

#### (2) 開札

市は、入札書に記載された入札価格が、予定価格の範囲内であることを確認するとともに、当該金額から算出される入札価格に関する事項の得点を審査委員会に報告する。なお、開札の結果、全ての入札価格が予定価格を超えている場合は再度入札を行う。ただし、再度入札は2回までとする。

#### (3) 落札候補者の選定

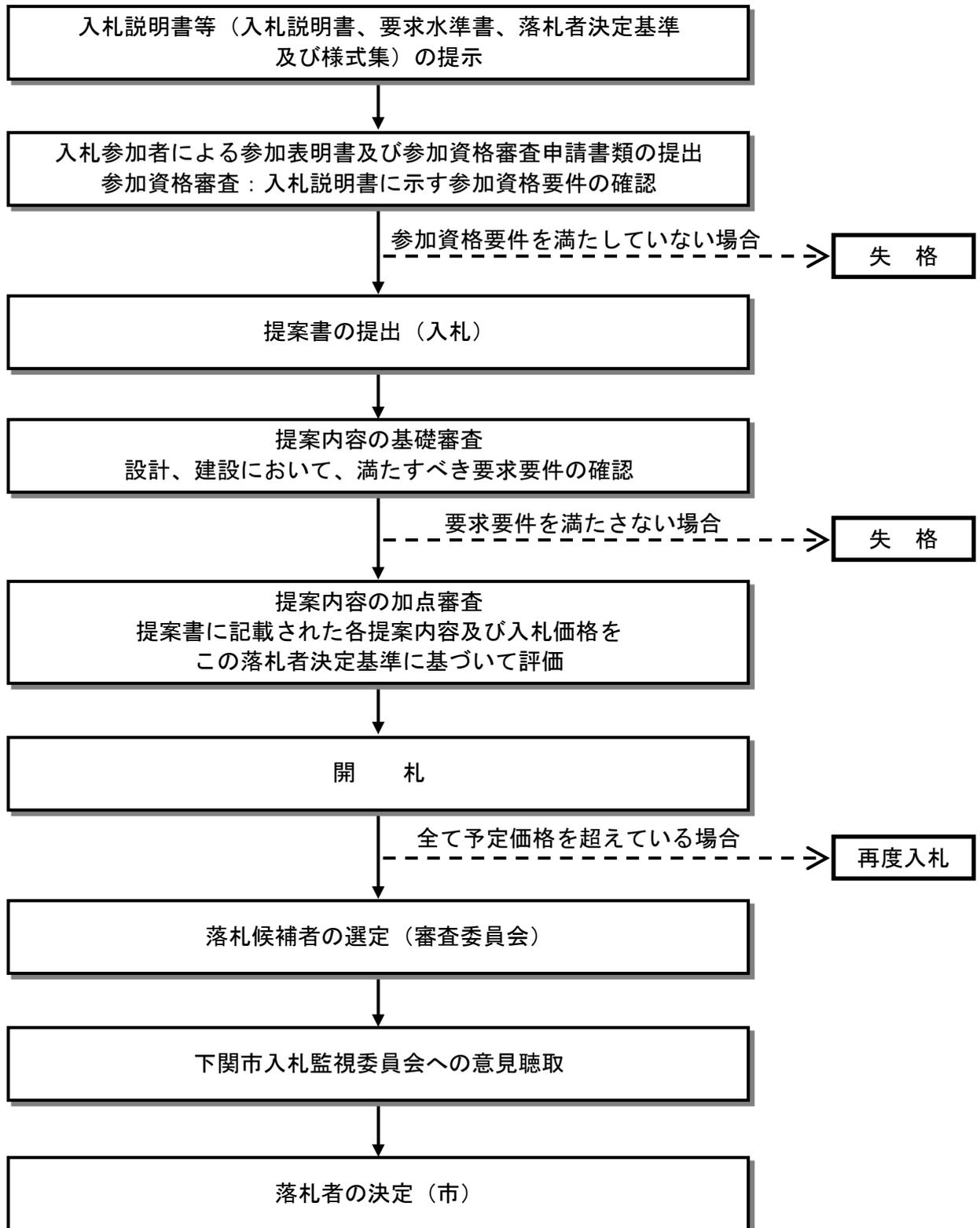
審査委員会は、最も高い評価値を得た入札参加者を落札候補者として選定する。評価値の最も高い者が2人以上ある場合、当該者にくじを引かせて落札候補者を選定する。

### 3 落札者の決定

市は、審査委員会における落札候補者の選定結果をもとに、学識経験者からなる下関市入札監視委員会への意見聴取のうえ落札者を決定する。

### 4 審査の流れ

上記1～3に示した審査等の流れは、次の図に示すとおりである。



### Ⅲ 参加資格審査

市は、参加表明書と同時に提出される参加資格審査申請書類から、入札説明書に記載した入札参加者が満たすべき参加資格要件について確認し、確認の結果を代表企業に対し通知する。資格不備の場合は失格とする。

### Ⅳ 基礎審査の方法

#### 1 審査方法

市は、入札参加者から提出される提案書により、入札参加者が以下に示す基礎審査項目を満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。全ての基礎審査項目を満たしていることが確認された場合、当該提案書について加点審査を行う。

#### 【基礎審査の項目】

審査対象	基礎審査項目
共通事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。</li><li>・提案書全体について、様式集に従った構成（項目の構成、枚数制限等）となっていること。</li></ul>
提案書	<ul style="list-style-type: none"><li>・当該提案に関する各様式（別添「様式集」参照）に示す項目に対する提案の内容が要求水準書を満たしていること。</li></ul>

## V 加点審査の方法

### 1 審査方法

加点審査においては、企業の技術力についての各審査項目について提案内容を得点化し、換算係数を乗じて加算点を算出する。これに標準点を加えた点数を技術評価点とし、これを入札価格で除した値を評価値とする。

なお、加点審査における各審査項目の配点及び評価の視点については、市が本工事に期待する事項の必要性又は重要性を勘案して設定した。

【加点審査の配点表（中項目別）】

審査項目	配点
<b>I. 企業の技術力</b>	
<b>1. 高度な技術提案</b>	<b>16</b>
(1) 意匠（内外装）への配慮	3.0
(2) 周辺工事（整備・解体）を踏まえた施工管理	3.0
(3) 居ながら改修対策を踏まえた対策	6.0
(4) 工法の工夫による工期への配慮	4.0
<b>2. 企業の技術的能力</b>	<b>11</b>
(1) 過去5年間の同種設計（公共工事に係るもの）の設計実績の有無	2.0
(2) 過去5年間の同種工事（公共工事）の施工実績の有無	2.0
(3) 過去2年間の下関市発注工事における工事成績評定点（同種工種）の平均点	4.0
(4) 過去2年間の指名停止措置の有無	0.0
(5) 過去3年間の優良工事表彰の有無	1.0
(6) ISO9001、ISO14001の取得状況、環境への配慮（エコマネジメント等）	1.0
(7) 労働安全衛生マネジメント等の認証状況	1.0
<b>3. 配置技術者の能力</b>	<b>16</b>
(1) 過去5年間の管理技術者の同種設計の経験の有無	2.0
(2) 照査技術者の保有する資格	2.0
(3) 設備設計の担当技術者	2.0
(4) 積算の担当技術者	2.0
(5) 主任（監理）技術者の保有する資格	2.0
(6) 過去5年間の主任（監理）技術者の同種工事（公共工事）の施工経験の有無	2.0
(7) 上記工事における配置技術者の工事成績評定点	2.0
(8) 主任（監理）技術者の公告日前1年間の継続学習（CPD）の取組状況	1.0
(9) 技能士の活用	1.0
合 計	43点

2 入札価格以外の審査項目、審査のポイント及び配点

審査項目（小項目別）	配点
<b>I. 企業の技術力</b>	
<b>1. 高度な技術提案</b>	<b>16</b>
(1) 意匠（内外装）への配慮	3
ア 優	3
イ 良	1.5
ウ 可	0
(2) 周辺工事（整備・解体）を踏まえた施工管理	3
ア 優	3
イ 良	1.5
ウ 可	0
(3) 居ながら改修対策を踏まえた対策	6
ア 優	6
イ 良	3
ウ 可	0
(4) 工法の工夫による工期への配慮	4
ア 優	4
イ 良	2
ウ 可	0
<b>2. 企業の技術的能力</b>	<b>11</b>
(1) 過去5年間の同種設計（公共工事に係るもの）の設計実績の有無	2
ア 実績がある	2
イ 実績がない	0
(2) 過去5年間の同種工事（公共工事）の施工実績の有無	2
ア 設計金額以上の実績がある	2
イ 設計金額の2分の1以上の実績がある	1
ウ 設計金額の2分の1以上の実績がない	0
(3) 過去2年間の下関市発注工事における工事成績評定点（同種工事）の平均点	4
ア 81点以上	4
イ 76点以上、80点以下	3
ウ 71点以上、75点以下	2
エ 66点以上、70点以下	1
オ 61点以上、65点以下、又は実績なし	0
カ 60点以下	-1
(4) 過去2年間の指名停止措置の有無	0
ア 措置なし	0
イ 措置あり	-1
(5) 過去3年間の優良工事表彰の有無	1
ア 表彰あり	1
イ 表彰なし	0
(6) ISO9001、ISO14001の取得状況、環境への配慮（エコマネジメント等）	1
ア 何れか1つを認証取得している	1
イ 認証取得していない	0
(7) 労働安全衛生マネジメント等の認証状況	1
ア 認証取得している	1
イ 認証取得していない	0
<b>3. 配置技術者の能力</b>	<b>16</b>
(1) 過去5年間の管理技術者の同種設計の経験の有無	2
ア 管理技術者が同種設計を管理技術者として履行した経験を有する	2
イ その他	0
(2) 照査技術者の保有する資格	2
ア 一級建築士の資格を有する	2

イ 保有していない	0
<b>(3) 設備設計の担当技術者</b>	<b>2</b>
ア 設備設計一級建築士若しくは建築設備士の資格を保有している	2
イ 保有していない	0
<b>(4) 積算の担当技術者</b>	<b>2</b>
ア (社) 日本建築積算協会が付与する建築積算資格を保有している	2
イ 保有していない	0
<b>(5) 主任(監理)技術者の保有する資格</b>	<b>2</b>
ア 1級建築施工管理技士又は技術士と同等	2
イ 2級建築施工管理技士と同等	1
ウ 上記以外	0
<b>(6) 過去5年間の主任(監理)技術者の同種工事(公共工事)の施工経験の有無</b>	<b>2</b>
ア 設計金額以上の施工経験あり	2
イ 設計金額以上の施工経験なし	0
<b>(7) 上記工事における配置技術者の工事成績評定点</b>	<b>2</b>
ア 81点以上	2
イ 76点以上80点以下	1
ウ 75点以下	0
<b>(8) 主任(監理)技術者の公告日前1年間の継続学習(CPD)の取組状況</b>	<b>1</b>
ア 各団体推奨単位以上を取得しており継続教育の証明がある場合	1
イ 取得していない	0
<b>(9) 技能士の活用</b>	<b>1</b>
ア 指定したすべての工種(種別)において指定したすべての技能士を活用する場合に評価する。なお、技能士活用は下請け等の職員による場合も認める。	1
イ 活用しない	0
<b>合 計 (全ての加点審査項目)</b>	<b>43</b>

なお、「1. 高度な技術提案(16点)」に関しては、以下の視点に基づき評価を行う。

<b>1. 高度な技術提案について</b>	
(1) 意匠(内外装)への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>改修部分の意匠について優れた提案がなされているか。</li> <li>その他、改修工事における意匠(内外装)への配慮について優れた提案がなされているか。</li> </ul>
(2) 周辺工事(整備・解体)を踏まえた施工管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺工事(整備・解体)の状況等を踏まえた効果的・効率的な施工管理について、優れた提案がなされているか。</li> <li>周辺工事(整備・解体)の状況等を踏まえた安全対策について、優れた提案がなされているか。</li> <li>その他、施工管理について、優れた提案がなされているか。</li> </ul>
(3) 居ながら改修対策を踏まえた対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音対策・振動対策について、優れた提案がなされているか。</li> <li>安全対策について優れた提案がなされているか。</li> <li>施工中の執務環境に対する仮設等の配慮、影響、利便性について、優れた提案がなされているか。</li> <li>廊下や階段などへの影響、利便性、動線確保の方針について、優れた提案がなされているか。</li> <li>エレベーター利用上の影響、利便性、動線確保の方針について優れた提案がなされているか。</li> <li>庁舎来訪利用者の利便性(工程毎)について優れた提案がなされているか。</li> <li>立体駐車場への動線確保について優れた提案がなされているか。</li> <li>その他、居ながら改修対策を踏まえた優れた提案がなされているか。</li> </ul>
(4) 工法の工夫による工期への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>工法の工夫による工期短縮の方針について、優れた提案がなされているか。</li> <li>その他、工法の工夫による工期への配慮において優れた提案がなされているか。</li> </ul>

また、「2. 企業の技術的能力」及び「3. 配置技術者の能力」における同種設計とは「地方公共団体の庁舎（延べ床面積 8,000 m<sup>2</sup>以上）の耐震改修実施設計業務」とし、同種工事とは「地方公共団体の庁舎（延べ床面積 8,000 m<sup>2</sup>以上）に係る建設工事」とする。

また、本工事は共同企業体による参加となるため、「2. 企業の技術的能力」及び「3. 配置技術者の能力」の関連項目に関しては、以下を評価対象とする。

2. 企業の技術的能力	
(2) 過去5年間の同種工事（公共工事）の施工実績の有無	・共同企業体の代表者を対象とする。
(3) 過去2年間の下関市発注工事における工事成績評定点（同種工種）の平均点	・建設企業の構成員ごとに評価し、設計企業を除いた出資比率で按分した数値を合計したものとする。
(4) 過去2年間の指名停止措置の有無	・共同企業体の代表者を対象とする。
(5) 過去3年間の優良工事表彰の有無	・共同企業体の代表者を対象とする。
(6) ISO9001、ISO14001の取得状況、環境への配慮（エコマネジメント等）	・共同企業体の代表者を対象とする。
(7) 労働安全衛生マネジメント等の認証状況	・共同企業体の代表者を対象とする。
3. 配置技術者の能力	
(5) 主任（監理）技術者の保有する資格	・共同企業体の代表者を対象とする。
(6) 過去5年間の主任（監理）技術者の同種工事（公共工事）の施工経験の有無	・共同企業体の代表者を対象とする。
(7) 上記工事における配置技術者の工事成績評定点	・共同企業体の代表者を対象とする。
(8) 主任（監理）技術者の公告日前1年間の継続学習（CPD）の取組状況	・共同企業体の代表者を対象とする。

また、技能士については、指定する工種を以下のとおりとし、指定する技能士は一級技能士とする。

指定する工種	
建築工事関係	造園
	とび
	左官
	鉄筋施工
	防水施工（アスファルト防水）
	防水施工（シーリング防水）
	サッシ施工
機械設備工事関係	塗装（建築塗装）
	建築板金（ダクト板金）
	冷凍空気調和機器施工
	配管（建築配管）
土木工事関係	熱絶縁施工
	造園

### 3 評価値に関する事項の得点化方法

評価値は、次の方法により算定する。

- ①加算審査における各評価項目の得点（素点）に対し、次の換算係数（小数点以下第二位までの表記としているが、端数処理は行わない。）を乗じて加算点を算出する。なお、加算点の満点は30点である。

#### 【換算係数】

審査項目	換算係数
I. 企業の技術力	—
1. 高度な技術提案	1.25 (=20/16)
2. 企業の技術的能力	0.45 (= 5/11)
3. 配置技術者の能力	0.31 (= 5/16)

- ②加算点に標準点（100点）を加えた合計点（技術評価点）を求める。  
③技術評価点を当該入札者の入札書記載価格で除した値（評価値）を算出する。  
（算出式）

$$\text{評価値} = \text{技術評価点（標準点+加算点）} \div \text{入札価格}$$

本基準に示す審査項目の対象とする提案様式は以下のとおりである。原則として、各項目に対応する様式のみを審査対象とする。なお、評価に値すると考える内容は全て様式内に記述し、その他設計図書による補足説明等を行わない。

審査項目		対応する様式番号	
提案内容の基礎審査	共通事項	提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。	様式11～様式24
		提案書全体について、様式集に従った構成（項目の構成、枚数制限等）となっていること。	様式11～様式24
	提案書	当該提案に関連する各様式に示す項目に対する提案の内容が要求水準書を満たしていること。	様式11～様式24
提案内容の加点審査	I. 企業の技術力		
	1. 高度な技術提案について	(1) 意匠（内外装）への配慮	様式12
		(2) 周辺工事（整備・解体）を踏まえた施工管理	様式13
		(3) 居ながら改修対策を踏まえた対策	様式14
		(4) 工法の工夫による工期への配慮	様式15
	2. 企業の技術的能力	(1) 過去5年間の同種設計（公共工事に係るもの）の設計実績の有無	様式16
		(2) 過去5年間の同種工事（公共工事）の施工実績の有無	様式17
		(3) 過去2年間の下関市発注工事における工事成績評定点（同種工種）の平均点	—
		(4) 過去2年間の指名停止措置の有無	—
		(5) 過去3年間の優良工事表彰の有無	—
		(6) ISO9001、ISO14001の取得状況、環境への配慮（エコマネジメント等）	—
		(7) 労働安全衛生マネジメント等の認証状況	—
	3. 配置技術者の能力	(1) 過去5年間の管理技術者の同種設計の経験の有無	様式18
		(2) 照査技術者の保有する資格	様式19
		(3) 設備設計の担当技術者	様式20
		(4) 積算の担当技術者	様式21
		(5) 主任（監理）技術者の保有する資格	様式22
		(6) 過去5年間の主任（監理）技術者の同種工事（公共工事）の施工経験の有無	様式22
		(7) 上記工事における配置技術者の工事成績評定点	—
		(8) 主任（監理）技術者の公告日前1年間の継続学習（CPD）の取組状況	様式23
(9) 技能士の活用		様式24	